

令和8年における生活保護基準の検証作業について（案）

令和8年における生活保護基準の検証作業 について（案）

- 第56回生活保護基準部会における主な意見…… P 2～3
- 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証…… P 4～P 23
- 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法…… P 24
- 消費実態による検証を補完する方法…… P 25
- その他の扶助・加算の検証…… P 26～41

第56回生活保護基準部会における主な意見

【「生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証」について】

- 「低所得世帯の消費水準の中位所得対比」と「展開後の消費水準の中位所得対比」を世帯類型別に見る際に、両者に差があるかどうかは、モデル世帯の選択と密接に関わる。世帯類型別の消費水準は、観測されている世帯数や世帯類型の多様性みたいなものを反映し、標準偏差がかなり違う可能性があると思うので、今回検証する際には、世帯類型別の消費水準の中位所得対比を確認した表を作成することは重要であるが、標準偏差を入れて、両者の差がどの程度深刻なものか検討できるようにするのがよい。

【「調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法」について】

- 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法をどのようにしていくか、本部会できちんと議論しておく必要がある。
- インフレに関して、物価も考慮しなくてはいけない一方で、消費も丁寧に見て、慎重に議論していく必要がある。インフレの局面でどの程度基準を上げるのか、社会経済情勢を勘案して特例加算を見直してきた経緯はあるが、定期検証の時に統一的なルールを設けることについても考える必要があるのではないか。

【「消費実態による検証を補完する方法」について】

- 社会的必需項目に関して、デジタル系の項目についても最低生活として必要なものとなっているものもあると考えられるので、精査されたい。
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査では、冠婚葬祭への出席以外にも、社会参加に関する質問項目があるので、それらが最低生活費にとって必要なものかどうか検討していただきたい。
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査において、様々な項目について、所持しているかどうか、所持していない場合にそれが金銭的な理由によるものなのかについても調査しているため、どの項目がないとより生活が困難になるのか、精査するとよいのではないか。
- 耐久財の保有の有無で生活扶助相当支出が変わり得るため、経常的な支出に影響を及ぼすような耐久財について、生活保護受給世帯において保有できているか確認してはどうか。

第56回生活保護基準部会における主な意見

【「その他の扶助・加算の検証」について】

- 昨今の原油高や再エネ賦課金などによる電気代の上昇している状況などを踏まえると、平成27年の見直しから間が空いている冬季加算については、比較的優先的に対応する必要があるのではないか。
- 教育扶助について、教育環境の変化や年少者に対する給付金の増加などもあり、整理しておく必要があるのではないか。

【その他】

- 定期検証に基づく5年に1度の改定の間調整は必要だと思うが、物価指数や家計調査を使って補正した場合、その後の定期検証の結果との整合性をどのように確保していくのか、どのようにソフトランディングさせるかといった仕組みについても事前に考えておく必要があるのではないか。
- 5年に1度の定期改定の間調整は、厚生労働省の適切な判断で行うことであるが、昨今の状況を踏まえると、専門家から見て妥当性の高いものであることが重要。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証

（1）水準（高さ）の検証

赤字は第56回資料からの変更点

今回検証の方針（案）

- 生活扶助基準の水準（高さ）の検証については、前回検証に引き続き、夫婦子1人世帯（勤労者世帯）をモデル世帯として、低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証を行う。
- 比較検証に当たって消費実態を参照する所得階層については、年収階級第1・十分位を基本としつつ、年収階級第1・十分位が比較対象として適切かどうかについては、前回検証で確認した指標などにより、確認を行う。
- 生活扶助基準の水準（高さ）の検証に当たって、モデル世帯である夫婦子1人（勤労者世帯）における生活扶助相当支出以外の支出も含めた消費支出全体の費目別内訳についても確認を行う。
- 世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当の消費水準を中位所得層対比で確認する。その際、世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当支出のデータのバラツキ具合がどの程度かについても併せて確認する。

<使用予定データ>

全国家計構造調査（令和元年、令和6年）

今回検証に当たっての論点（案）

- 令和6年全国家計構造調査のデータにより、比較対象となる集団が適切かどうかを確認する指標として、前回検証で確認した指標のほか、どのような指標が考えられるか。
- そのほか、生活扶助基準の水準（高さ）を検証した結果の妥当性を確認するためのデータとして、どのようなものが考えられるか。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（1）生活扶助基準額と一般低所得世帯（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）の消費水準の比較のイメージ（1/2）

<確認事項>

- ① 夫婦子1人世帯の定義は、令和4年検証と同様でよいか。
- ② 生活保護を受給していると推察される世帯は、令和4年検証と同様の方法により除外することによいか。（全国家計構造調査で参照できる項目は、参考資料1参照。）

令和4年検証の取扱い

①夫婦子1人世帯の定義

夫婦子1人世帯は、平成29年検証時と同様に、勤労者世帯であって、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）の世帯とした。

特に、2019年全国家計構造調査による集計では、上記に該当する世帯（サンプル2,190世帯）のうち、生活保護を受給していると推察される世帯（5世帯）を除く世帯（2,185世帯）を対象とした。

※ 平成29年検証時の考え方に倣い、標本規模を一定程度確保する観点から、年齢区分は広く設定することとし、また、データの均質化を図る観点から、就労世帯に限定することとし、さらに、自営業世帯の場合は、一般的に、年間収入を正確に捕捉することが困難との指摘があることを踏まえ、自営業世帯は除いた「勤労者世帯」に限定して集計を行うこととした。

②生活保護を受給していると推察される世帯

平成29年検証時と同様に、下記のすべてを満たす世帯は、生活保護を受給していると推察されるものとした。

- ・ 支出項目「NHK放送受信料」、「医科診療代」、「歯科診療代」、「個人住民税」、「土地家屋借金返済」がいずれも「0」
- ・ 「住宅ローン残高」なし
- ・ 収入項目「他の社会保障給付」の計上がされている

（ただし、児童手当受給対象世帯は、当該世帯が受給されると見込まれる児童手当以上の額が計上されている場合に限る）

※ 令和元年全国家計構造調査によるサンプル41,807世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯は383世帯であった。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（1）生活扶助基準額と一般低所得世帯（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）の消費水準の比較のイメージ（2/2）

<確認事項>

- ① 外れ値の有無は、令和4年検証と同様の基準により確認を行うことでよいか。外れ値があった場合の対応をどうするか。

令和4年検証の比較結果

①生活扶助基準額（円/月）	137,790
②生活扶助相当支出（円/月）	140,514
[標準誤差]	[4,572]
年収階級第3・五分位対比	71.1%
②/①	1.020

※ 生活扶助基準額は、夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）に該当する世帯の年齢構成や所在地域に応じた額の平均値であり、児童養育加算等の各種加算を含まない。

令和4年検証の取扱い

外れ値の確認

生活扶助相当支出の対数について、平均 + 3 σ （ σ ：標準偏差）を超えるサンプルを確認した結果、該当するサンプルは観測されなかった。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（2）モデル世帯となる夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）における消費支出全体の費目別内訳の確認イメージ

<確認事項>

- ① 夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）における令和元年から令和6年にかけて消費の変化の状況を把握するため、消費支出全体や生活扶助相当支出全体の変化の費目別寄与度を見てはどうか。
- ② 内訳としてみる費目は10大費目に加えて詳細な品目単位で再掲してみるべきものはあるか。

《夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）の消費水準の変化及び費目別寄与度》

	令和元年調査 (円)	令和6年調査 (円)	寄与度分解 (%)
消費支出			
食料			
住居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通・通信			
教育			
教養娯楽			
その他の消費支出			

	令和元年調査 (円)	令和6年調査 (円)	寄与度分解 (%)
生活扶助相当支出			
食料			
住居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通・通信			
教育			
教養娯楽			
その他の消費支出			

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

赤字は過去の検証手法からの
変更点

（3）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（1／3）

<確認事項>

- ① 年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標としては、令和4年検証で確認した指標を基本とした以下の指標のほか、何か考えられるか。

○中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子1人世帯における「年収階級第1・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第3・五分位の平均消費支出額」により算出。
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

○固定的経費割合

固定的経費 ÷ 消費支出額 により算出（固定的経費の判定方法は次ページ参照）。
食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

○年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子1人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第1・十分位の年間可処分所得の平均の比率。
年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

（下記の事項は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、大きな変化がないかを確認。）

○世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況

○所得額・貯蓄額の分布

所得額・貯蓄額の分布を確認する

○社会的必需項目等の不足状況

夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における社会的必需項目の不足状況、**耐久消費財の保有状況**
※ 社会的必需項目等については、別途精査

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（3）年収階級第1・十分位が比較対象として適切かどうか確認する指標（2／3）

<確認事項>

- ① 固定的経費の算出方法は、令和4年検証の方法と同様でよいか。

令和4年検証の取扱い

《固定的経費・変動的経費の定義》

- 消費支出が1%増加するとき、当該支出項目の増加率が1%未満の支出項目を「固定的経費」、1%以上の費目を「変動的経費」と定義する。

《固定的経費の算出方法》

- 品目分類による小分類の各支出項目（※）について、令和6年全国家計構造調査による個別世帯データを用いて、次式による回帰分析を実施。

※ 令和元年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目を用いる。

$$C_i / Y = \text{const}_i + \gamma_i * \ln(\hat{Y})$$

C_i : 第*i*支出項目の消費額

Y : 消費支出額

\hat{Y} : 次の回帰式による消費支出額の理論値 $Y = a + b * Z$ （ Z : 世帯年収）

※ 対象範囲は夫婦子1人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）。

※ 回帰分析にあたっては、令和6年全国家計構造調査の集計用乗率により重み付けを行う。

- 各支出項目 C_i について、
- ・ 係数 γ_i が有意（水準5%）で、0を下回る場合、固定的経費に、
 - ・ 係数 γ_i が有意（水準5%）で、0を上回る場合、変動的経費にそれぞれ分類する。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（3）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（3／3）

令和4年検証の取扱い

《固定的経費・変動的経費の判定結果》

食料	穀類	固定	
	魚介類	-	
	肉類	固定	
	乳卵類	固定	
	野菜・海藻	固定	
	果物	-	
	油脂・調味料	固定	
	菓子類	固定	
	調理食品	-	
	飲料	固定	
	酒類	-	
	外食	一般外食	変動
		学校給食	-
	贈い費	-	
住居	家賃地代	固定	
	設備修繕・維持	設備材料	-
		工事その他のサービス	-
光熱・水道	電気代	固定	
	ガス代	固定	
	他の光熱	固定	
	上下水道料	固定	

家具・家事用品	家庭用耐久財	家事用耐久財	-
		冷暖房用器具	-
		一般家具	-
	室内装備・装飾品		-
	寝具類		-
	家事雑貨		-
	家事用消耗品		固定
	家事サービス		-
	被服及び履物	和服	-
		洋服	変動
シャツ・セーター類		変動	
下着類		-	
生地・糸類		-	
他の被服		-	
履物類		変動	
被服関連サービス		変動	
保健医療	医薬品	-	
	健康保持用摂取品	-	
	保健医療用品・器具	固定	
	保健医療サービス	-	

交通・通信	交通	変動	
	自動車等関係費	自動車等購入	-
		自転車購入	-
		自動車等維持	固定
通信		固定	
教育	授業料等	変動	
	教科書・学習参考教材	-	
	補習教育	変動	
教養娯楽	教養娯楽用耐久財	変動	
	教養娯楽用品	-	
	書籍・他の印刷物	変動	
	教養娯楽サービス	宿泊料	-
		バック旅行費	-
		月謝類	変動
		他の教養娯楽サービス	-
その他の消費支出	諸雑費	理美容サービス	変動
		理美容用品	-
		身の回り用品	-
		たばこ	固定
		他の諸雑費	-
	こづかい（使途不明）		固定
	交際費	贈与金	-
		他の交際費	変動
仕送り金		変動	

- ※ 品目分類（小分類）による結果は、令和元年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目での判定結果。
 ※ 「-」は、固定的経費・変動的経費のいずれとも判定されないもの、または、夫婦子1人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）のいずれの世帯でも当該支出項目についての支出がないもの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（4）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標の集計イメージ（1／2）

令和4年検証の確認結果

	今回検証 対象世帯	前回検証 対象世帯	増減	
消費支出額の平均（円）	217,863	202,240	+7.7%	
年収階級第3・五分位比	84.5%	72.0%	+12.6%pt	
固定的経費割合	54.3%	58.6%	▲4.3%pt	
年間可処分所得の平均（万円）	283	251	+12.8%	
夫婦子1人世帯の中央値対比（※2）	51.3%	49.8%	+1.5%pt	
（参考）夫婦子1人世帯の中央値（万円）（※2）	551	504	+9.4%	
夫婦の平均年齢	36.7	35.3	+1.4	
配偶者の就業率	37.9%	31.2%	+6.7%pt	
子の就学状況	未就学	70.1%	72.7%	▲2.7%pt
	小学生	12.4%	11.8%	+0.6%pt
	中学生	7.3%	6.0%	+1.3%pt
	高校生	10.2%	9.1%	+1.1%pt
	その他（※3）	0.0%	0.3%	▲0.3%pt
貯蓄現在高（万円）	337	271	+24.3%	
負債現在高（万円）	522	276	+89.0%	
住宅・土地購入のための借入金	456	248	+84.2%	
持ち家率	44.6%	33.6%	+11.0%pt	

※1 令和元年全国家計構造調査及び平成26年全国消費実態調査による夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除くもの。

※2 年間可処分所得の中央値は、夫婦子1人世帯の全年収階級における中央値。

※3 子の就学状況「その他」は、15歳以上で中学校・高等学校のいずれにも在学しないもの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（4）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標の集計イメージ（2/2）

令和4年検証の確認結果

	年間可処分所得	貯蓄現在高						
		計	150万円未満	150万円以上 200万円未満	200万円以上 250万円未満	250万円以上 300万円未満	300万円以上 350万円未満	350万円以上
今回検証 対象世帯	年間可処分所得階級計	100.0%	48.8%	10.0%	3.3%	3.3%	4.6%	30.0%
	150万円未満	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	150万円以上 200万円未満	4.6%	3.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.4%	0.8%
	200万円以上 250万円未満	14.1%	7.3%	0.7%	0.5%	1.5%	1.6%	2.5%
	250万円以上 300万円未満	31.8%	18.2%	4.7%	0.5%	1.0%	0.0%	7.4%
	300万円以上 350万円未満	47.0%	17.9%	4.5%	2.0%	0.8%	2.6%	19.1%
	350万円以上	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
前回検証 対象世帯	年間可処分所得階級計	100.0%	60.1%	4.3%	8.3%	3.1%	3.9%	20.3%
	150万円未満	3.7%	2.4%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.2%
	150万円以上 200万円未満	8.4%	6.3%	0.2%	0.8%	0.3%	0.0%	0.8%
	200万円以上 250万円未満	30.7%	19.8%	1.7%	1.9%	1.5%	0.8%	5.0%
	250万円以上 300万円未満	53.4%	29.6%	1.8%	4.8%	1.2%	2.8%	13.3%
	300万円以上 350万円未満	3.8%	2.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	1.0%
	350万円以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 令和元年全国家計構造調査及び平成26年全国消費実態調査による夫婦1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。夫婦1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除くもの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（5）世帯構成別の低所得世帯における消費水準の中位所得対比の確認イメージ

<確認事項>

- ① 世帯構成別の低所得世帯における消費水準の中位所得対比については、令和4年検証の確認を踏襲することを基本としつつ、世帯構成別の低所得世帯における消費データのバラツキ具合を見るため、変動係数（標準偏差÷平均値）を確認することとしてはどうか。

令和4年検証の確認結果

世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当の消費水準（中位所得対比）

		低所得世帯の消費水準の中位所得対比	展開後の消費水準の中位所得対比
夫婦子1人世帯（勤労者）	年収階級	71%	71%
高齢夫婦世帯（65歳以上）	貯蓄加味年収階級	62%	61%
	年収階級	64%	60%
高齢単身世帯（65歳以上）	貯蓄加味年収階級	60%	60%
	年収階級	63%	62%
高齢夫婦世帯（75歳以上）	貯蓄加味年収階級	60%	56%
	年収階級	65%	58%
高齢単身世帯（75歳以上）	貯蓄加味年収階級	65%	54%
	年収階級	65%	55%
単身世帯（65歳未満 勤労者）	年収階級	71%	65%

※ 各世帯構成における低所得世帯の消費水準は、令和元年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯構成における年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出額。

※ 各世帯構成の展開後の消費水準は、令和4年検証の方法により算出した消費較差指数に基づく。

※ 中位所得対比は、令和元年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯構成における年収階級第3・五分位の生活扶助相当支出額に対する率。

※ 貯蓄加味年収階級については、貯蓄を考慮した年間収入（年間収入＋（資産－負債）／平均余命）により設定。

資料 全国家計構造調査特別集計

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

今回検証の方針（案）

- 年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証については、これまでの検証手法を踏襲して行う。
具体的には、令和6年全国家計構造調査の個別世帯のデータを用いて、低所得世帯（※）を対象として、第1類相当支出及び第2類相当支出のそれぞれについて、各世帯の世帯構成、級地、資産等を説明変数とする回帰分析を行い、その結果を基に消費実態の較差（指数）を推計し、当該推計結果と現行の生活扶助基準における較差を比較することにより評価・検証を行う。
※ 令和4年検証においては、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く。）について、それぞれ世帯人員ごとに年収階級が第1・十分位に該当する世帯を分析対象とした。
- この際、検証手法の改善の観点から必要がある場合には、参照する所得階層や具体的な説明変数の設定などの回帰分析の細部について、採り得る方法を生活保護基準部会においてあらかじめ検討し、当該方法による結果を、従前の方法による結果と併せて算出する。

<使用予定データ>

令和6年全国家計構造調査

今回検証に当たっての論点（案）

- 前回の検証方法について、改善すべき点や基準体系の検証に当たって確認しておくべきデータはあるか。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

消費較差指数の算出方法（1 / 5）

<確認事項>

- 説明変数の設定や対象範囲の設定は、令和4年検証と同様でよいか。

令和4年検証の回帰分析の設定

	第1類	第2類
被説明変数	ln(第1類相当支出)	ln(第2類相当支出)
説明変数	2人世帯ダミー 3人世帯ダミー 4人世帯ダミー 5人世帯ダミー	2人世帯ダミー 3人世帯ダミー 4人世帯ダミー 5人世帯ダミー
	0～5歳の構成割合 6～11歳の構成割合 12～17歳の構成割合 65～74歳の構成割合 75歳以上の構成割合	
	1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー
	ln(貯蓄現在高) 持ち家ダミー 住宅ローン支払いダミー	ln(貯蓄現在高) 持ち家ダミー 住宅ローン支払いダミー
対象範囲	生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯。	

※ 自然対数ln(*)を用いる指標については、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とする。

※ 回帰分析にあたっては重み付けを行わない（集計用乗率を加味しない）。

※ 第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

消費較差指数の算出方法（2 / 5）

令和4年検証の回帰分析の設定

① 世帯人員数・年齢構成に関する変数について

- 各体系別の消費較差を同一の回帰式から算出する観点から、
 - ・世帯人員別の較差指数を算出するための世帯人員数に関する説明変数
 - ・年齢別の較差指数を算出するための各年齢階級の構成割合を同時に説明変数として設定する。
- この際、世帯人員数に関する説明変数については、世帯人員数ダミーを用いる。なお、多人数世帯については、サンプルサイズが小さいことから、分析の対象範囲を5人以下の世帯とする。

《世帯人員別の標本世帯数》

単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
8,590	15,562	8,086	6,319	2,131	543	193

※ 令和元年全国家計構造調査による特別集計。生活保護を受給していると推察される世帯を除く。

② 収入・資産・家賃に関する変数について

- 収入に関する説明変数については、多重共線性等の問題により係数を不安定にする懸念があることに加え、回帰分析にあたっては対象範囲を低所得世帯に限っていることから、収入に関する説明変数（※）は除外する。
 - ※ 回帰分析による場合、平成29年検証においては、収入に関する説明変数として $\ln([\text{世帯員一人あたりの年収}])$ が用いられていた。
- 家賃に関する説明変数 ($\ln([\text{家賃} \cdot \text{地代支出}])$) については除外し、消費行動に影響が見込まれる持ち家の有無について、ダミー変数を設定する。
- 資産に関する説明変数については、対象範囲を低所得世帯に限ったとしても、収入のみでなく資産の取り崩しを生活に充てる世帯もあることから、資産に関する説明変数は引き続き設定する。ただし、負債額の8割以上は住宅ローンであり、実際にはそうした負債額に見合う住宅を資産として保有していることが見込まれることから、資産に関する説明変数は、ネット資産額（貯蓄現在高－負債現在高）を用いるのではなく、 $\ln(\text{貯蓄現在高})$ によることとする。一方で、住宅ローンの支払い負担があることで消費行動への影響が見込まれることから、住宅ローン支払いの有無についてダミー変数を設定する。

	金額	構成比
金融負債残高	4,559 千円	100.0%
住宅・土地のための負債	3,879 千円	85.1%
住宅・土地以外の負債	450 千円	9.9%
月賦・年賦	230 千円	5.0%

※ 令和元年全国家計構造調査 家計資産・負債に関する結果による全世界帯に係る値。世帯あたりの平均額。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

消費較差指数の算出方法（3 / 5）

令和4年検証における消費実態の較差指数の算出方法

		第1類	第2類
年齢別較差	0～5歳	$\exp([0\sim 5\text{歳の構成割合の係数}])$	
	6～11歳	$\exp([6\sim 11\text{歳の構成割合の係数}])$	
	12～17歳	$\exp([12\sim 17\text{歳の構成割合の係数}])$	
	18～64歳	1	
	65～74歳	$\exp([65\sim 74\text{歳の構成割合の係数}])$	
	75歳以上	$\exp([75\text{歳以上の構成割合の係数}])$	
級地間較差	1級地1	1	1
	1級地2	$\exp([1\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([1\text{級地2ダミーの係数}])$
	2級地1	$\exp([2\text{級地1ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{級地1ダミーの係数}])$
	2級地2	$\exp([2\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{級地2ダミーの係数}])$
	3級地1	$\exp([3\text{級地1ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{級地1ダミーの係数}])$
	3級地2	$\exp([3\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{級地2ダミーの係数}])$
世帯人員別較差	単身	1	1
	2人	$\exp([2\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{人世帯ダミーの係数}])$
	3人	$\exp([3\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{人世帯ダミーの係数}])$
	4人	$\exp([4\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([4\text{人世帯ダミーの係数}])$
	5人	$\exp([5\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([5\text{人世帯ダミーの係数}])$

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

消費較差指数の算出方法（4 / 5）

<確認事項>

- ① 外れ値については、令和4年検証と同様に、特段の処理を行わないことを基本としつつ、外れ値の有無やその影響を念のため確認することによいか。

令和4年検証の取扱い

○外れ値の確認結果と対応

外れ値の除外について金額の程度によって外れ値を除外することについては、頻度の低い消費支出の状況を反映できなくなってしまう可能性があることから、被説明変数の消費支出についてトップコーディングは行わないこととする。

※ 分析の対象となる標本世帯4,422世帯のうち、第1類相当支出の対数について平均+3.5 σ （ σ ：標準偏差）を超えるサンプルは観測されなかった。また、第2類相当支出の対数について平均+3.5 σ を超えるサンプルは8世帯観測されたが、仮に、これらの値を平均+3.5 σ の値で置き換えて消費較差指数の算出を行った場合でも、算出結果にはほぼ影響がないことを確認している。なお、ここで3.5 σ を用いたのは、サンプルサイズを踏まえ、1/4422未満の確率で生じる外れ値について確認する観点から、標準正規分布の上側確率が1/4422となる点が概ね3.5であることを考慮したものの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

消費較差指数の算出方法（5 / 5）

（参考）級地別・世帯人員別の標本世帯数

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
1級地1	120 [8.2%]	190 [10.6%]	91 [9.2%]	80 [9.4%]	14 [6.9%]
1級地2	108 [11.1%]	136 [8.9%]	62 [7.5%]	59 [8.4%]	21 [9.4%]
2級地1	263 [12.0%]	504 [11.4%]	265 [12.0%]	163 [9.4%]	48 [8.9%]
2級地2	63 [12.8%]	91 [9.7%]	59 [11.6%]	34 [10.1%]	11 [9.1%]
3級地1	365 [15.8%]	438 [9.8%]	222 [9.7%]	182 [10.2%]	57 [8.4%]
3級地2	200 [17.1%]	280 [11.6%]	123 [9.8%]	124 [13.6%]	49 [13.4%]

※ 令和元年全国家計構造調査による特別集計。生活保護を受給していると推察される世帯を除く。

※ 表中の [] 内は、世帯人員数・級地ごとの全年収階級の標本世帯数に対する割合。

(参考) 前回検証における基準体系の検証結果①

- 単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位を対象とすることとした。
- 第1類相当支出及び第2類相当支出について、以下の説明変数とする回帰分析を行い、検証を行った。

【第1類相当支出 回帰分析結果】

N数	4,422
F値	169.22
R ²	0.406

変数	係数	標準誤差	t 値	VIF
2人世帯ダミー	0.555	0.021	27.0*	1.58
3人世帯ダミー	0.806	0.025	32.7*	1.61
4人世帯ダミー	0.960	0.028	33.8*	2.05
5人世帯ダミー	1.068	0.039	27.4*	1.57
0～5歳の構成割合	-0.053	0.070	-0.7	1.46
6～11歳の構成割合	0.010	0.064	0.2	1.35
12～17歳の構成割合	0.097	0.066	1.5	1.31
65～74歳の構成割合	0.028	0.026	1.1	1.48
75歳以上の構成割合	-0.192	0.025	-7.6*	1.58
1級地2ダミー	-0.030	0.032	-0.9	1.63
2級地1ダミー	-0.071	0.026	-2.7*	2.54
2級地2ダミー	-0.117	0.036	-3.2*	1.44
3級地1ダミー	-0.127	0.026	-4.8*	2.57
3級地2ダミー	-0.188	0.029	-6.5*	2.15
ln(貯蓄現在高)	0.035	0.003	12.1*	1.10
持ち家ダミー	0.086	0.019	4.7*	1.34
住宅ローン支払いダミー	-0.009	0.028	-0.3	1.24
定数項	10.445	0.034	305.6*	

【第2類相当支出 回帰分析結果】

N数	4,422
F値	93.04
R ²	0.202

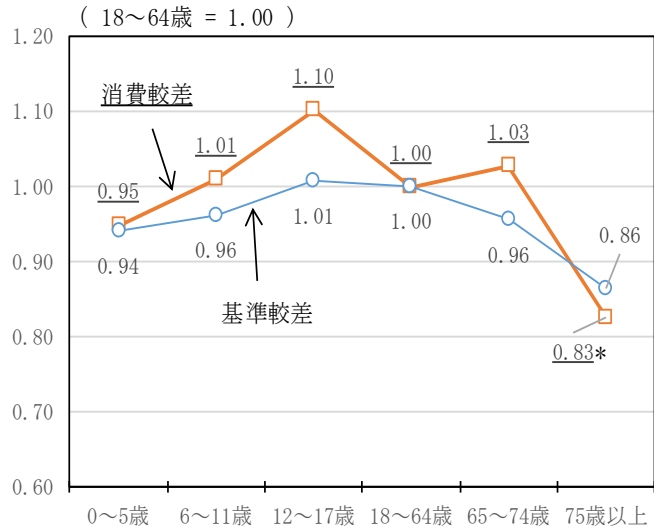
変数	係数	標準誤差	t 値	VIF
2人世帯ダミー	0.318	0.022	14.4*	1.57
3人世帯ダミー	0.479	0.025	18.9*	1.44
4人世帯ダミー	0.563	0.028	20.2*	1.44
5人世帯ダミー	0.571	0.037	15.3*	1.18
1級地2ダミー	0.010	0.036	0.3	1.63
2級地1ダミー	0.000	0.028	0.0	2.54
2級地2ダミー	0.074	0.041	1.8	1.44
3級地1ダミー	0.033	0.029	1.2	2.56
3級地2ダミー	0.039	0.031	1.3	2.15
ln(貯蓄現在高)	0.039	0.003	12.1*	1.10
持ち家ダミー	0.254	0.019	13.3*	1.15
住宅ローン支払いダミー	-0.059	0.031	-1.9	1.16
定数項	9.906	0.032	308.1*	

※ 表中「*」は、t値の絶対値が1.96を超えるもの。

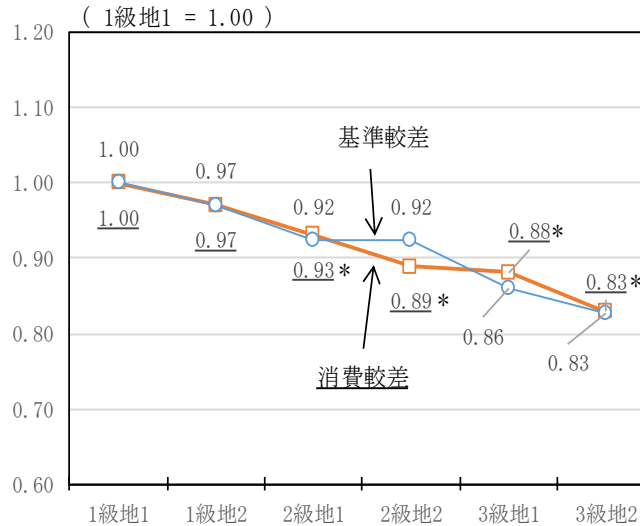
(参考) 前回検証における基準体系の検証結果②

○ 回帰分析の結果に基づき、各要素ごとの消費較差指数を算出し、生活扶助基準の較差指数と比較した結果は、以下のとおり。

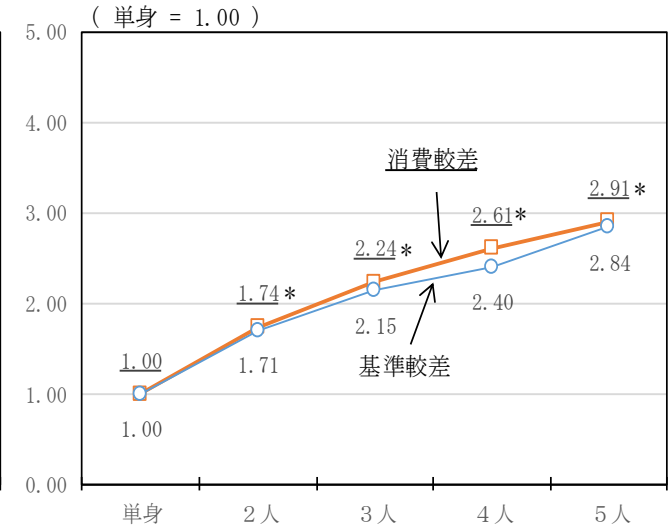
第1類 年齢別較差指数



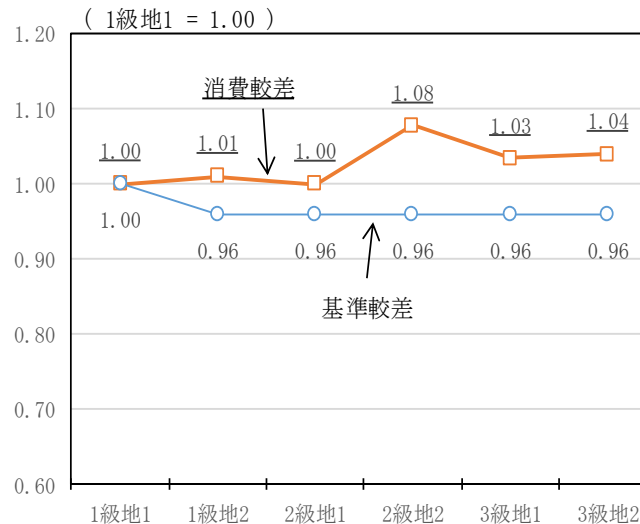
第1類 級地間較差指数



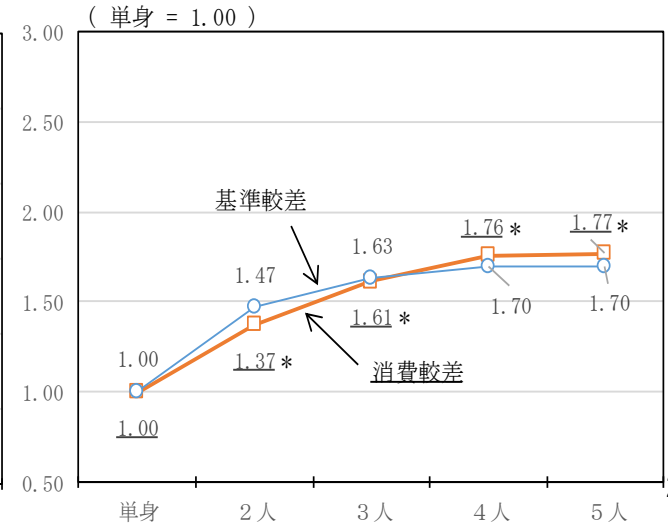
第1類 世帯人員別較差指数



第2類 級地間較差指数



第2類 世帯人員別較差指数



※ 消費較差の推定値には一定程度の誤差を生じることから、幅をもってみる必要がある。

※ グラフ中の「*」は、1と有意な差があるもの。

検討事項：令和6年全国家計構造調査のデータの取扱い

今回検証の方針（案）

- 生活扶助相当の品目及び第1類相当・第2類相当の区分は、前回は踏襲する。
 - ※1 令和6年全国家計構造調査では、「保健用消耗品」が「マスク」と「他の保健用消耗品」に細分化された。令和元年全国家計構造調査を用いた前回検証では、「保健用消耗品」が第2類相当とされていたことから、「マスク」・「他の保健用消耗品」のいずれも第2類とする。
 - ※2 仕送り金には、就学中の家族への仕送り金など最低生活費になじまない費用が含まれるが、仕送りが生活保護制度において禁止されているわけではないため、生活扶助相当支出から除外していない。
- ~~生活扶助基準の水準（高さ）の検証に当たって、モデル世帯である夫婦子1人（勤労者世帯）における生活扶助相当支出以外の支出も含めた消費支出全体の費目別内訳についても確認を行う。~~
- 令和6年全国家計構造調査の調査対象期間が10月・11月であることに関しては、入念的な状況確認の観点から、月次の消費動向を把握できる令和6年家計調査により、前回の確認内容を参考として、夫婦子1人世帯及び2人以上世帯のうち勤労者世帯における低所得層（年収階級第1・十分位及び年収階級第1・五分位）の令和6年10月・11月前後の生活扶助相当支出の動向を確認する。

<使用予定データ>

~~家計調査（令和元年～6年）、全国家計構造調査（令和元年、令和6年）~~

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

令和6年全国家計構造調査（調査対象期間が10月・11月）の季節性の確認イメージ

- 令和6年全国家計構造調査の季節性については、前回検証と同様に令和6年における調査対象期間（10月・11月）の消費水準が、令和6年平均の消費水準や令和6年5～9月の季節変動の影響が比較的小さいと考えられる期間の消費水準と、大きく異ならないか、家計調査のデータを用いて確認してはどうか。

前回検証の確認内容（2019年の生活扶助相当支出額の推移）

2019年の生活扶助相当支出額の推移

【夫婦子1人 勤労者世帯】

	[年平均=100]												[年平均=100]			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9-11月	10-11月	5-9月	年平均
年収階級	86.0	85.0	121.4	97.8	103.8	95.4	90.4	96.6	93.1	93.7	113.6	123.3	100.1	103.6	95.8	100.0
第1・十分位	(6.8)	(7.6)	(16.6)	(7.0)	(8.4)	(9.1)	(8.7)	(6.0)	(8.4)	(8.1)	(15.6)	(27.7)	(6.5)	(8.8)	(3.7)	(3.6)
年収階級	94.1	90.7	117.4	97.0	106.8	92.1	91.0	91.8	99.7	90.3	108.4	120.7	99.4	99.3	96.3	100.0
第1・五分位	(5.2)	(4.5)	(9.5)	(5.0)	(6.6)	(5.1)	(5.3)	(4.1)	(7.5)	(5.5)	(8.5)	(15.0)	(4.2)	(5.0)	(2.6)	(2.1)

(参考) 【2人以上 勤労者世帯】

	[年平均=100]												[年平均=100]			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9-11月	10-11月	5-9月	年平均
年収階級	103.2	93.4	105.0	100.1	104.2	98.6	104.1	96.8	95.0	94.9	97.7	107.0	95.9	96.3	99.7	100.0
第1・十分位	(4.2)	(3.1)	(4.4)	(4.0)	(3.9)	(3.6)	(5.8)	(3.0)	(3.4)	(4.0)	(4.1)	(3.7)	(2.2)	(2.9)	(1.8)	(1.2)
年収階級	104.1	93.9	105.7	97.0	103.6	94.9	98.8	98.9	98.6	97.8	96.5	110.2	97.6	97.1	99.0	100.0
第1・五分位	(2.6)	(2.0)	(2.8)	(2.4)	(2.8)	(2.2)	(3.2)	(2.7)	(3.0)	(3.0)	(2.7)	(2.6)	(1.7)	(2.0)	(1.2)	(0.8)

資料 家計調査特別集計

2 . 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

検討事項：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

今回検証の方針（案）

- 令和6年全国家計構造調査から検証時点までの社会経済情勢の変化の反映方法を検討するに当たって、まずは、厚生労働省において、一般低所得世帯の消費動向を勘案するに当たり、参照することが考えられる経済指標を整理する。具体的には、家計調査等に基づく様々な指標に関し、その特徴、参照する場合の考え方や課題などについて、経済・統計分野の学識経験者の知見を十分踏まえて取りまとめる。その整理内容を踏まえて、本部会で議論いただく。

今回検証に当たっての論点（案）

- 参照することが考えられる経済指標について、本部会で検討するに当たって整理が必要な事項やデータは、これまでの主な意見に加えて、何かあるか。

検討事項：消費実態による検証を補完する方法の検討

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第1・十分位が適当かどうかの確認を含む。

今回検証の方針（案）

- 生活扶助基準の検証に当たって、一般低所得世帯が比較対象として適当かどうかを確認するため、最低限の生活をするとときに満たす必要のある社会的必需項目について一般低所得世帯における充足状況（※）を確認することは重要。そのため、社会的必需項目の選定の考え方や具体的方法について、利用可能な最新のデータを用いて精査を行う。その際、社会参加や人との交流に関する項目を追加するか検討する。
※ 令和7年7月に実施された家庭の生活実態及び生活意識に関する調査について、一般世帯の年収階級別の結果は、令和7年国民生活基礎調査の所得票データとのマッチングが必要であり、今回の検証では活用ができず、直近の結果は令和4年7月の調査結果となる。
- 令和7年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の結果については、国民生活基礎調査データとのマッチングを要さない生活保護受給世帯の調査結果及び一般世帯の単純集計結果について、今回の検証において参考として参照できるようにする。**併せて生活保護受給世帯における耐久消費財の保有状況を一般世帯との比較において確認する。**
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果については、一般世帯と生活保護受給世帯との比較だけでなく、時系列での変化について分かりやすく参照できるようにする。
- 令和6年の社会保障生計調査による生活保護受給世帯の消費実態と令和6年全国家計構造調査による年収階級第1・十分位の消費実態について、サンプル数等の制約に留意しつつ、世帯属性などを調整した比較を行う。また、令和4年以降の物価上昇局面における生活保護受給世帯の消費の変化について、令和4～6年の社会保障生計調査により確認する。
- M I S手法による最低生活費の試算、主観的最低生活費の試算及び日本人の食事摂取基準を活用した検討については、現状において生活扶助基準の検証に直ちに活用できる状況になく、今回検証での活用を見送る。

今回検証に当たっての論点（案）

- 社会的必需項目の選定方法や分析方法について、これまでの意見のほか、どのようなことが考えられるか。

4 . その他の扶助・加算の検証

今後の検討の進め方（案）

- 生活扶助本体以外の扶助や加算等のうち、定期的な改定を行っていないものについては、以下のような考え方を踏まえ、検討を順次進めることとしてはどうか。

（考え方）

- ① 令和8年においては、生活扶助基準本体（第1類・第2類）について、1年前倒しで検証を行うこととしており、令和8年末にその検証結果をとりまとめる必要がある。令和8年の定期検証において、生活扶助本体以外の扶助や加算を検証する場合には、全体のスケジュールに留意する必要がある。

- ② 有子世帯の加算（児童養育加算、母子加算）については、平成29年検証において、生活扶助基準本体と一体的に検証を行った経緯があり、令和8年の定期検証において、平成26年全国消費実態調査のデータを用いて検証した平成29年の検証内容も踏まえて、最新の令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証を実施することとしてはどうか。

※ 教育扶助・高等学校等就学費については、平成29年に生活保護基準部会において整理された方法により、令和5年子どもの学習費調査の結果に基づき、令和7年4月に改定を行った。（P36参照）今後、令和7年子どもの学習費調査の結果を踏まえ、厚生労働省において同様の改定を検討することが必要。

- ③ 生活扶助基準本体では賄うことができない季節需要に対応するものとして設定している冬季加算や期末一時扶助について、令和8年の定期検証において、月別の消費実態を把握可能な家計調査のデータ等を用いて検証することとしてはどうか。

- ④ 住宅扶助の限度額については、平成27年に生活保護基準部会の検証結果を踏まえた見直しを行った以降、検証を行っていないが、住宅・土地統計調査の特別集計や民間の賃貸物件情報による家賃実態の分析など、住宅の専門的知見も踏まえた慎重な検討を要するため、今回の定期検証後に検証を進めることとしてはどうか。

- ⑤ ②～④以外の扶助や加算等については、まずは、厚生労働省において中長期的な課題として需要の把握に必要なデータの収集・整理や検証方法の検討をすることから始めてはどうか。

※ 入院患者及び介護施設入所者に対して臨時特例的な対応として措置している特例加算（1人当たり月額1,000円）は、令和9年9月までの措置であることから、厚生労働省において入院患者日用品費や介護施設入所者の生活費の改定の要否について検討。

※ 医療保険制度の見直し（出産に係る給付体系の見直し）の内容等を踏まえ、出産扶助の対応について厚生労働省において検討。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

（参考）有子世帯の扶助・加算の概要

	児童養育加算	母子加算	教育扶助	高等学校等就学費
趣 旨	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給するもの。	ひとり親世帯のかかりまし経費（ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用）を補填するものとして、ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対し支給するもの。	義務教育（小学校・中学校）に伴って必要となる費用（学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの。以下参照。）について給付を行うもの。	高等学校等就学に伴って必要となる費用（学用品、交通費、授業料その他高等学校等就学に伴って必要となるもの。以下参照。）について給付を行うもの。 ※ 生業扶助として支給
基準額	高等学校等修了前の児童1人当たり 10,190円	在宅（子1人の場合） 1級地 18,800円 2級地 17,400円 3級地 16,100円 入院入所（子1人の場合） 19,820円	基準額 小学校 3,400円 中学校 5,300円 学級費等 小学校 1,170円以内 中学校 1,250円以内 教材代 実費支給 学校給食費 実費支給 校外活動費 実費支給 通学交通費 実費支給 学習支援費 小学校 16,400円以内 中学校 59,800円以内	基本額 7,300円 学級費等 2,170円以内 教材代 実費支給 授業料 公立高校相当額 入学料 公立高校相当額 入学考査料 3万円以内 (1校につき) 通学交通費 実費支給 学習支援費 101,000円以内

※ 基準額は、令和8年4月現在

※ 児童養育加算及び母子加算は、一定の条件を満たす場合には、経過的加算額を計上する。

※ 学習支援費は年間上限額、その他は月額

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

児童養育加算を検証する場合の検証イメージ

- 児童養育加算の検証は、令和6年全国家計構造調査のデータを用いて、平成29年検証の検証方法を踏襲した検証を行ってはどうか。
- サンプル数の問題などにより、検証過程で課題が生じ、検証方法の見直しが必要となった場合には、検証方法の見直しを検討してはどうか。

（参考）平成29年検証の内容

《検証方法》

- 平成29年検証において、児童養育加算の検証を行うにあたっては、子ども健全育成に係る費用として**学校外活動費（※）**に着目し、夫婦子1人世帯における**低所得世帯（第1・十分位）と中位所得層（第3・五分位）の差**を検証することにより行った。

（※）学校外活動費の内訳

鉄道運賃、バス代、航空運賃、幼児・小学校補習教育、中学校補習教育、高校補習教育・予備校、書斎・学習用机・椅子、他の運動用具、スポーツウェア、書籍、宿泊料、語学月謝、他の教育的月謝、音楽月謝、他の教養的月謝、スポーツ月謝、家事月謝、他の月謝類、映画・演劇等入場料、スポーツ観覧料、文化施設入場料、遊園地入場・乗物代、他のこづかい

《検証結果》

- 夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の学校外活動費用の平均額が約6千円であるのに対し、中位階層（年収階級第5～6・十分位の平均）の平均額は約1万6千円であり、1万円の差が確認された。

・ 年収十分位別の学校外活動費の支出状況（平成26年全国消費実態調査特別集計）

（単位：月額）

第1・十分位	第2・十分位	第3・十分位	第4・十分位	第5・十分位	第6・十分位	第7・十分位	第8・十分位	第9・十分位	第10・十分位
6千円	9千円	10千円	13千円	16千円	16千円	19千円	24千円	29千円	41千円

生活扶助費本体(第1・2類費)の
算定上に含まれる額

中位階層における支出額(第5～第6十分位の平均)
月額約1万6千円

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

母子加算を検証する場合の検証イメージ

- 母子加算の検証は、令和6年全国家計構造調査のデータを用いて、平成29年検証の検証方法を踏襲した検証を行ってはどうか。
- サンプル数の問題などにより、検証過程で課題が生じ、検証方法の見直しが必要となった場合には、検証方法の見直しを検討してはどうか。

（参考）平成29年検証の内容

《検証方針》

- ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対して支給される母子加算については、ひとり親世帯のかかり増し費用に着目して検証を行うことを基本として、ふたり親世帯とひとり親世帯の消費実態の差を検証した。

《検証方法》

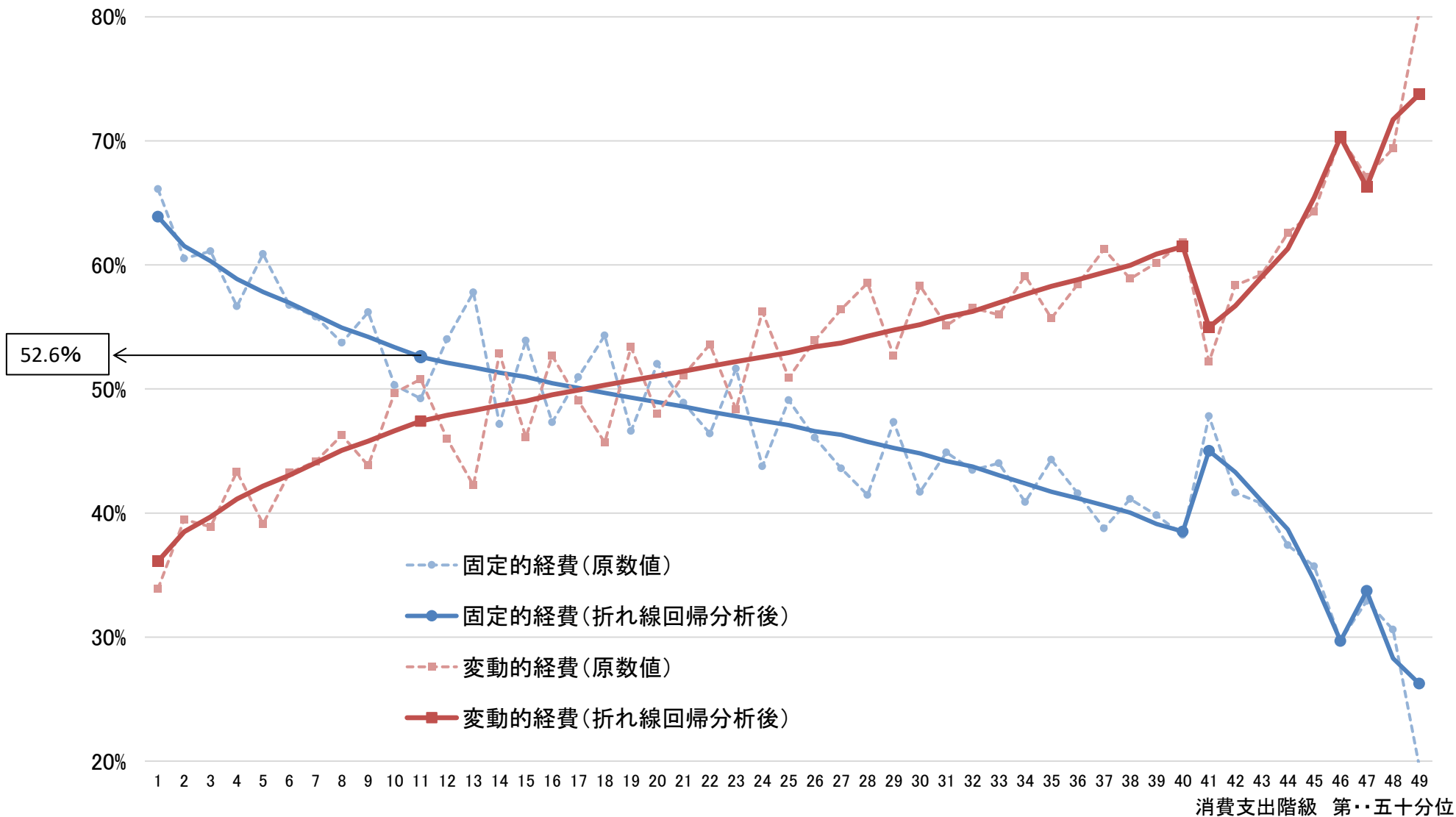
- ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活水準を送るために必要な消費支出を検証する。具体的には、子どもの費用に関する先行研究を参考に、ひとり親（子1人）世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同じ割合で生活する場合の消費支出額について回帰分析を用いて算出した上で、実際のひとり親（子1人）世帯の消費支出に相当する額との比較を行い、その差額をひとり親世帯のかかり増し費用と捉えることが適当であるとして検証した。

《検証結果》

- 生活扶助基準の水準の検証に際して、夫婦子1人世帯の消費支出階級別における折れ線回帰分析により確認した消費構造が変化する分位は、消費支出階級第11・五十分値であり、回帰分析を用いて算出したその固定的経費の支出割合は、52.6%であった。（P30）
- そこで、ひとり親（子1人）世帯が、上記の固定的経費の割合52.6%の水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額について回帰分析を用いて算出した結果、約13万円となった。（P31）
- ひとり親世帯のかかり増し費用を加算として評価することが適当と考えられる。上記の約13万円を、ひとり親（子1人）世帯が夫婦子1人世帯と同程度の生活水準の生活を送るために必要な費用と考える場合には、その約13万円とひとり親（子1人）世帯の生活扶助相当支出額（第1類費及び第2類費）11.3万円との差額がひとり親世帯のかかり増し費用になると考えられる。

(参考) 母子加算の検証結果①

夫婦子1人世帯(勤労者世帯)における固定的・変動的経費のシェアの折れ線回帰分析



回帰式によるひとり親・子1人世帯の消費支出の推計

○ 回帰式の概要

使用データ： 夫婦子1人世帯(勤労者世帯)、ひとり親子1人世帯(勤労者世帯)の全データ(3784サンプル)

被説明変数： 固定的経費のシェア

説明変数： $\ln(\text{消費支出})$ 、持ち家ダミー、ひとり親世帯子1人世帯ダミー

○ 回帰式の結果

説明変数	係数	t 値	p値
定数項	3.128	69.9	0.000
$\ln(\text{消費支出})$	-0.206	-57.5	0.000
持ち家ダミー	-0.147	-43.6	0.000
ひとり親ダミー	-0.053	-8.6	0.000
補正後R2	0.587		

- 上述の夫婦子1人世帯における固定的経費のシェアの理論値(52.6%)及び回帰式の結果を用いて、ひとり親・子1人世帯の消費支出の理論値を計算すると、

ひとり親・子1人世帯の消費支出(理論値)

$$= \exp(0.526 - 3.128 - (-0.147 \times 0.373) - (-0.053 \times 1)) / (-0.206)$$

$$= 17.8 \text{万円}$$

となる。(※ 持ち家ダミーに代入する値は、ひとり親世帯全体の持ち家世帯割合(37.3%)とした。)

- ひとり親・子1人世帯の消費支出に占める生活扶助相当支出額の割合(73.2%)を基に算出すると、

ひとり親・子1人世帯の生活扶助相当支出額(理論値)は、13.0万円となる。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

（参考）冬季加算の概要

○冬季加算の趣旨

冬季における光熱費の増加需要に対応するものとして、冬季の生活扶助基準に上乗せして支給するもの

○ 額の設定

冬季加算地域区分（Ⅰ区～Ⅵ区、都道府県単位）別、世帯人員別に設定

○冬季加算地域区分

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県
支給期間	10月～4月（7か月）		11月～4月（6か月）		11月～3月（5か月）	

○冬季加算額の例（令和8年度）

単位：月額・円

	単身世帯	3人世帯
青森市（Ⅰ区）	12,780	20,620
盛岡市（Ⅱ区）	9,030	14,570
福島市（Ⅲ区）	7,460	12,030
金沢市（Ⅳ区）	6,790	10,950
前橋市（Ⅴ区）	4,630	7,470
水戸市（Ⅵ区）	2,630	4,240

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

冬季加算の検証イメージ

- 冬季加算の検証は、最近の家計調査のデータを用いて、平成26年検証の検証方法（詳細は参考資料2の報告書参照）に準じた検証を行ってはどうか。

（参考）平成26年検証の主な内容

検証内容	検証手法
○ 冬季に増加する支出費目はどのようなものがあるか。	○ 冬季の増加需要が多いと考えられる地域（Ⅰ区～Ⅲ区）について、冬季（11月，1月～3月）の支出額と年平均の支出額との差を費目別に集計し、その差が統計的に有意と言えるか検定を行う。 ※ 12月は、食料の支出額が大幅に増加するが、12月の増加需要は、期末一時扶助で対応しているため、冬季から12月を除外した。
○ 支出額が増加するのは、何月から何月までか、地区別に検証	○ 冬季に支出が増加する費目の月別支出額を地区別に算出し、Ⅵ区の年平均支出額を100とする指数が100を超える月が何月かをみる。 ※ 光熱費0円のデータは除外して集計した（以下同じ）。
○ 現行の冬季加算の世帯人数別の較差は妥当かどうか。	○ 冬季に増加する支出額を世帯人数別に算出し、3人世帯の冬季増加支出額を100とした場合の指数を世帯人数別に算出
○ 現行の冬季加算の級地間の較差は妥当か。	○ 冬季に増加する支出額を級地別に算出し、2級地の冬季増加支出を100とした場合の指数を算出
○ 地区別の冬季加算額の水準はどの程度が妥当か。	○ 地区別に冬季に増加する支出額と冬季加算額を比較。 ※ 第1・十分位の数値が特異なものとなっていないか確認するため、第1・五分位、第1～3・五分位も集計

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

（参考）期末一時扶助の概要

年末年始における食費、被服費、家具什器等の一時的な特別な生活需要(もち代等の越年資金)に対応すべく12月に算定。

○期末一時扶助の額(居宅、1級地-1、令和8年度)

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上1人増すごとに加算
14,500円	23,640円	24,360円	27,410円	28,560円	32,490円	34,500円	36,540円	38,270円	1,750円

（参考）期末一時扶助の設定経緯

昭和35年 期末一時扶助の創設

→ 年末における家計費の増大、さらには一般国民の生活習慣等を勘案して創設
マーケットバスケット方式により算定

バスケットの中身

昭和35年	もち米代、もちつき代
昭和36年	もち米代、もちつき代、みかん、靴下、カルタ 等

昭和38年

昭和39年

社会保障生計調査における低所得階層の4人世帯について11月と12月の消費支出を比較し、12月に著しく増加する費目(※)で最低生活の内容として容認されるものについて算定

(※)米類、副食品、嗜好品、家具什器、光熱費、その他の衣料、交際費、その他の雑貨

昭和48年～平成24年

生活扶助基準改定率で改定

平成25年

デフレ調整の反映、スケールメリットの導入

4 . その他の扶助・加算の検証

期末一時扶助費を検証する場合の検証イメージ

- 期末一時扶助費については、最近の家計調査のデータを用いて、低所得世帯における12月の生活扶助相当支出の増加分を推計することにより、スケールメリットの検証と水準（高さ）の検証の双方を行ってはどうか。

※ 平成24年検証ではスケールメリットのみ検証を行い、期末一時扶助における人員別較差の導入に至っている。

（参考）平成24年検証の内容

《検証の考え方》

- 期末一時扶助に相当すると考えられる支出について、どの程度スケールメリットがあるかを検証する。

《検証に用いるデータ》

- 平成18年から平成22年の5カ年の家計調査をプールしたデータのうち、世帯人員ごとの世帯（単身世帯、…、5人世帯）の年収第1・十分位のデータを用いる。

《検証の方法》

- 世帯人員ごとの世帯年収第1・十分位の世帯の11月から12月への生活扶助相当支出の増加額について、単身世帯を1とした指数にし、各世帯人員の世帯の基準額の指数と比較する。

《検証結果》

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
期末一時扶助基準額	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00
11月から12月への消費の増加分	1.00	1.63	1.68	1.89	1.97

※ 4人世帯の指数については、計測結果が3人世帯の指数を下回るため、4人世帯以外の情報から求めた指数の最良近似曲線の式（世帯人員別指数 = $e^{0.07 \times \text{人員数}^{0.41}}$ $R^2 = 0.85$ ）を用いて算出した。

(参考) 教育扶助・高等学校等就学費の見直しについて

- 教育扶助及び高等学校等就学費については、平成29年検証において生活保護基準部会において検討された検証方法を踏まえ、令和5年子どもの学習費調査の結果に基づき、検証を行い、令和7年度に見直しを行った。

費目	対応する費用		対応する 子供の学習費調査項目	平成30年9月 以前の基準額	現行の基準額 (令和7年4月～)
基準額 (基本額)	就学に伴って必要な費用	定期的にかかる教育費用	○学用品・実験実習材料費 ・学用品費 ・体育用品費(第1学年除く平均) ・実験実習費 ○教科外活動費 ※全世帯平均 ○制服(第1学年除く平均) ○通学用品費(第1学年除く平均) ○その他	【金銭給付(月額)】 小学校2,210円 中学校4,290円 高校5,450円	【金銭給付(月額)】 小学校3,400円 中学校5,300円 高校7,300円
教材代 (実費支給)		単発的に必要な費用	○学用品・実験実習材料費 ・楽器購入費	【実費支給】 ※上限設定なし	【実費支給】 ※上限設定なし
学習 支援費	クラブ活動にかかる費用 (実費支給) ※家庭内学習等の学校外活動費用は、子どもの健全育成費用に対応する加算として整理。		教科外活動費 (教科外活動費用の支出がある世帯のうち、上位7割の世帯における平均的な支出費用を実費として支給)	【金銭給付(月額)】 小学校2,630円 中学校4,450円 高校5,150円	【実費上限(年額)】 小学校16,400円以内 中学校59,800円以内 高校101,000円以内
入学 準備金	入学時に必要となる平均的な実態費用		○制服(第1学年) ○通学用品費 (第1学年と他の学年平均との差) ○体育用品費(第1学年) ※小学生は制服を除き、通学用品費を第1学年分とする。	【実費上限(年額)】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高校63,200円以内	【実費上限(年額)】 小学校91,600円以内 中学校101,000円以内 高校118,200円以内

※このほか平成30年10月以降、高校受験料支給回数の拡大や制服等の買い直し費用の支給等を見直しを実施。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（扶助①）

扶助名	概要	近年における検証・改定の状況 （消費税率改定への対応除く）
第1・2類	基本的な日常生活費に係る経費の補填として支給	・ 全国家計構造調査等を基に5年ごとに検証 ・ 社会経済情勢等を総合的に勘案して改定。 直近は令和7年10月、令和8年10月（予定）に改定。
冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費の補填として支給	（居宅等） 平成26年に家計調査の特別集計データ等により地域別の冬季における光熱費支出の増加を踏まえて検証を行い、平成27年10月に改定。 （入院・入所等） 近年検証の実績なし。（※）
入院患者日用品費	病院等の入院患者に対し、身の回り品等の日常生活費の補填として支給	近年検証の実績なし。（※）
介護施設入所者基本生活費	介護施設入所者に対し、身の回り品等の必需的な日常生活費の補填として支給（例：歯ブラシ、下着、寝衣）	近年検証の実績なし。（※）
各種加算	妊産婦や障害者等、特別な需要に必要な経費の補填として支給	（別途記載）
期末一時扶助	年末において増加する食費や雑貨等の経費の補填として支給	平成24年に家計調査の特別集計データにより年末における消費実態を踏まえて、世帯人員毎のスケールメリットについて検証を行い、平成25年8月に改定。（※）
一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要な経費の補填として支給	それぞれ物価等の動向に応じて金額を改定。

※ 最高裁判決を踏まえた改定：平成25年基準見直しによるデフレ調整を反映して以降、検証・見直しを行っていないことから、令和8年4月に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」の検討結果を踏まえた水準とするための改定を行ったもの。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（扶助②）

扶助名	概要	近年における検証・改定の状況 (消費税率改定への対応除く)
住宅扶助	<p>(家賃、間代等) 借家借間に居住する者に対し、家賃や転居時の敷金、契約更新料などの補填として支給</p> <p>(住宅維持費) 居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給（補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度）</p>	<p>(家賃、間代等) 平成26年に住宅・土地統計調査の特別集計データや民間の賃貸物件情報等により、地域別に最低居住面積水準を満たす家賃の実態等の検証を行い、平成27年7月に改定。</p> <p>(住宅維持費) 毎年度、物価の動向に応じて金額を改定。</p>
教育扶助	小学生、中学生に対し、義務教育に係る必要な学用品費や教材代、給食費等の補填として支給	平成29年度に義務教育に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、子どもの学習費調査の特別集計データにより平均的な学校教育にかかる費用を検証し、平成30年度に改定（直近は令和5年子どもの学習費調査のデータにより令和7年4月に改定）。
介護扶助	介護保険サービスの利用に係る経費の補填として支給	(現物給付)
医療扶助	病院等における医療サービスの利用にかかる経費の補填として支給	(現物給付)
出産扶助	出産に伴い必要となる分娩介助や検査、室料などの経費の補填として支給	毎年度、出産費用の実態を踏まえて改定。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（扶助③）

扶助名	概要	近年における検証・改定の状況 (消費税率改定への対応除く)
生業扶助	<p>(生業費) 生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するものとして支給</p> <p>(技能修得費) 生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得するための授業料、教材代等の経費を補填するものとして支給</p> <p>(高等学校等就学費) 高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給</p> <p>(就職支度費) 就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給。</p>	<p>(生業費) 近年の検証等実績なし。</p> <p>(技能修得費、就職支度費) 毎年度、物価の動向に応じて金額を改定。</p> <p>(高等学校就学費) 平成29年度に高等学校等の就学に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、子どもの学習費調査の特別集計データにより、平均的な学校教育にかかる費用を検証し、平成30年度に改定（直近は令和5年子どもの学習費調査のデータにより令和7年4月に改定）。</p>
葬祭扶助	葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費の補填として支給	毎年度、葬祭費用の実態を踏まえて改定。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（加算①）

	概 要	基準額（令和8年4月） ※1級地-1の場合	近年における検証・改定の状況 （消費税率改定への対応除く）
妊産婦加算	妊産婦（妊娠中及び産後6ヶ月以内）に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費の補填として支給	妊娠6カ月未満の場合：9,350円 妊娠6カ月以上の場合：14,120円 産 後の場合：8,690円 （認定件数：2,128件）	近年検証の実績なし。（※）
障害者加算	障害者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費の補填として支給	身体障害者障害等級 1・2級の場合：27,460円 3級の場合：18,300円 （認定件数：376,945件）	近年検証の実績なし。（※）
重度障害者加算	重度障害者（特別児童扶養手当の支給要件に相当する障害者）に対し、重度の障害ゆえに生ずる特別な需要に対応するものとして支給	16,100円 （認定件数：24,967件）	他の施策の各種手当の額に連動。
重度障害者家族介護料	介護が必要な障害者を家族等が介護する場合に支給	13,490円 （認定件数：1,062件）	
在宅重度障害者介護料（他人介護料）	障害者が他人である介護者を必要とする場合に支給	75,820円以内 （認定件数：313件）	
介護施設入所者加算	介護施設入所者に対し、理美容品等の裁量的経費の補填として支給	10,120円以内 （認定件数：26,182件）	近年検証の実績なし。（※）

※ 最高裁判決を踏まえた改定：平成25年基準見直しによるデフレ調整を反映して以降、検証・見直しを行っていないことから、令和8年4月に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」の検討結果を踏まえた水準とするための改定を行ったもの。

※ 認定件数は令和6年7月末現在

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（加算②）

加算名	概要	基準額（令和8年4月） ※1級地-1の場合	近年における検証・改定の状況 （消費税率改定への対応除く）
在宅患者加算	在宅患者（結核又は3ヶ月以上の治療を要する者）であって、追加的に栄養補給等が必要な場合に、追加経費の補填として支給	13,590円 （認定件数：205件）	近年検証の実績なし。（※）
放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費の補填として支給	現雇患者の場合：49,120円 元雇患者の場合：24,560円 （認定件数：72件）	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律における健康管理手当の額を踏まえ改定。 （※）
児童養育加算	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給	18歳までの子ども1人につき10,190円 ※一定の要件を満たす場合は経過的加算を加える。 （認定件数：83,837件）	平成29年に子どもの貧困対策の観点から、平成26年全国消費実態調査の特別集計データにより中位所得層の標準的な家庭と同程度の学校外活動費用を賄える額がどの程度か検証を行い、平成30年10月に改定。
介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費の補填として支給	実費 （認定件数：345,987件）	-
母子加算	ひとり親世帯のかかりまし経費（ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用）を補填するものとして、ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対し支給	子ども1人の場合：18,800円 ※一定の要件を見たす場合は経過的加算を加える。 （認定件数：66,083件）	（在宅者） 平成29年にひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活を送るために必要な消費支出を平成26年全国消費実態調査の特別集計データにより検証し、平成30年10月に改定。 （入院・入所） 近年検証の実績なし。（※）

※ 最高裁判決を踏まえた改定：平成25年基準見直しによるデフレ調整を反映して以降、検証・見直しを行っていないことから、令和8年4月に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」の検討結果を踏まえた水準とするための改定を行ったもの。

※ 認定件数は令和6年7月末現在